

第四十回 参議院法務委員会會議録第六号

昭和三十一年二月十三日(火曜日)

午後二時二十七分開会

委員の異動

二月八日委員野上進君辞任につき、その補欠として西田隆男君を議長において指名した。

二月九日委員迫水久常君辞任につき、その補欠として野上進君を議長において指名した。

本日委員大谷豊潤君及び林田正治君辞任につき、その補欠として加賀山之雄君及び鍋島直紹君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松野 孝一君
理事 井川 伊平君
増原 恵吉君
龜田 得治君

委員

青田源太郎君
鍋島 直紹君
大和 与一君
赤松 常子君
辻 武壽君
加賀山之雄君

政府委員

法務省訟務局長 浜本 一夫君
事務局側
常任委員 西村 高兄君
会専門員

○行政事件訴訟法案(内閣送付、予備)

審査

○委員長(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告申し上げます。

二月八日付野上進君が辞任、西田隆男君選任、二月九日付迫水久常君辞任、野上進君選任、二月十三日付大谷豊潤君辞任、加賀山之雄君選任、以上であります。

○委員長(松野孝一君) 行政事件訴訟法案を議題といたします。

本案については、去る二月一日の委員会において提案理由の説明を聴取しておりますので、本日は逐条説明を聴取することといたします。

なお、ただいま出席の政府側は、法務省浜本訟務局長です。

逐条説明をお願いいたします。

○政府委員(浜本一夫君) 逐条説明を申し上げようと思っておりますが、その前に、お手元にお届けしてあります資料にミスプリントを発見いたしましたので、便宜御加筆御訂正をお願いしたいと思います。

二十四ページの終わりから五行目に「現行の特例法第六条」とありますが、これは「第八條」の誤りであります。

それから四十四ページの初めから八行目に「関係上、この法律の施行前に訴訟期間を」とありますが、これは「訴訟期間」の誤りであり、御訂正をお願いいたします。不行き届きで申しわけございません。

それでは逐条説明を申し上げます。

まず、第一章総則におきまして、本法と他の法律との関係における基本的適用の問題を第一条及び第七条において規定しております。すなわち、この行政事件訴訟法案は、行政事件訴訟に

ついての一般法たる性格を持つものであることを明らかにいたしますとともに、行政事件訴訟が一般の民事訴訟と基本的には性格を異にする面があることにかんがみ、現行の行政事件訴訟特例法におけるがごとく、単に民事訴訟の特例を規定するのみにとどまるべきものではないとし、従来の考え方と異なり、行政事件訴訟についての統一的な法律としてこれに関する規定を設けようとしているのであります。本法を題名において行政事件訴訟法、特例という文字を取りましたのも、この趣旨の現われであります。

次に、総則における第二の問題といはしましては、第三条ないし第六条において定義規定を設けることにいたしましたこととあります。すなわち、現行の特例法は単に行政事件を行政庁の違法な処分を取り消したまたは変更を求める訴訟その他公法上の権利関係の訴訟といたしてあるにすぎないため、行政事件たる性質を持つ訴訟の範囲並びに各種の形態の訴訟についていかなる範囲でどの法規が適用されるかが明確を欠いておりましたが、本法は、行政事件訴訟を第二條ないし第六條に規定

しておりますように、その訴訟の形態を類型化して明確にすると同時に、第二章以下の規定によってそれぞれの訴訟に適用される規定の範囲を明らかにし、従前の疑義を明らかにしたのであります。

以上二つが総則の規定における根本的趣旨であります。以下、総則の各条について御説明申し上げます。

第一条は、ただいま申しましたこの法律が行政事件訴訟について一般法であることを明らかにしたものであります。したがって、行政事件訴訟について私的独占禁止法その他各種の行政法規に訴訟に関する特別の定めがあります場合には、まずその規定が適用され、その他の事項についてはこの法律が適用されることとなるのであります。

次に第二条は、先ほど申し上げました趣旨の訴訟の類型化といはしまして行政事件訴訟を被告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟に大別いたしましたものであります。これらの訴訟の定義につきましては、次の第三条以下においてこれを明らかにすることといたしました。

次の第三条は、そのうちまず被告訴訟に關し規定することとしたものであります。

まず、第一項に被告訴訟の一般的意義を明らかにしております。この被告訴訟のうちには、さらに各種の類型の訴訟が考えられますので、第二項ない

し第五項において四つの訴訟を取り上げ、その意義を明らかにいたしました。まず、被告訴訟を単にこれら四つの訴訟に限定する趣旨ではありませんので、そのために第一項の被告訴訟の定義はきわめて包括的に規定いたしました。次の第二項であります。そして第二項以下の四つの訴訟以外に公権力の行使に関する不服の性質を持つ訴訟が認められるかどうか、認められるとすればどのような訴訟が認められるかにつきましては、現在判例學說上一定いたしてないところがございますが、もしこのよう

な訴訟が認められるといたしますれば、その訴訟は、これを被告訴訟といはす趣旨なのであります。

次に、第二項の処分の取り消しの訴えにつきましては、現行法では行政庁の違法な処分の取り消しまたは変更を求める訴訟としておりますが、その変更の意味はすでに学説判例上一部取り消しの趣旨に解されておりますので、ここでの定義としては単に処分の取り消しの訴えとしたのであります。

さらに第二項におきまして、現行法と異なり、「その他公権力の行使に当る行為」の文字を付加いたしましたのは、精神病患者の即時強制収容等いわゆる事実行為をこれに含める趣旨であります。

次に、第三項で現行法と異なり特に

裁決の取り消しの訴えを別の類型といたしましたのは、第八條、第十條第二項等において処分の取り消しの訴えと裁決の取り消しの訴えとを分けて規定

する必要があるからであります。

次に、第四項の無効等確認の訴えに関する規定は、従来この種の訴訟が抗告訴訟か当事者訴訟か学説判例上疑義がありましたので、これを抗告訴訟といたすことを明確にしたものであります。なお、この無効等確認の訴えがいかなる場合に提起することができるかにつきまして第二章第二節第三十六条においてこれを明らかにしております。

第五項の不作為の違法確認の訴えにつきましては、行政庁が、法令に基づき申請に対して相当の期間内に何らかの処分または裁決をすべきにかかわらず、これをしないときには、それは法律上の争訟として違法の問題と考えられるのであります。現行法上はこの種の訴訟がはたして認められるべきものかといふことが必ずしも明らかではありませんので、この訴えが許されるべき要件を明らかにするために、ここに明記することにいたしましたのであります。

ありますから、この訴えは何らかの処分をなすべきであるにかかわらず、これをしないことが違法であるというのであります。具体的にある特定の処分をなすべきことを請求することを許す趣旨のものでなく、処分をしないことが違法であるということが判決によって確認されたと、何らかの処分をなさなければならぬという拘束力が生ずるのであります。

さらにこの訴えの要件について若干補足いたしますと、法令に基づく申請権がある場合に限られるのであります。しかもこの訴えは、第三十七条で規定しておりますように申請をした者のみに許されるのでございます。また、ここに相当の期間内といたしまして

たのは、各種の行政処分について一律に期間を定めることが適當ではないからでありまして、結局は裁判所が事案の性質等を個々の場合に判断してこれをきめることにするほかはないからであります。なお、行政庁が申請を拒否したり、あるいはまた、特定の行政法規にありまして一定期間内に処分しないときは、これを拒否または承認したものといふ趣旨の規定があり、また、第二項の処分取り消しの訴えの形で不服の訴訟を提起したことになる。

次に、第四条は、当事者訴訟として二つの形態の訴訟を規定いたしております。まず、前段の訴訟につきまして、たとえば行政庁が決定いたしました損失補償や買収対価等の額の増減を求めた訴訟のように行政処分を不服として、これを争う性質の訴訟であり、また、多くの行政法規で規定いたしておりますように、行政庁を被告とせず、それに直接の利害関係がある起業者その他の実質上の当事者を被告とした訴訟であります。訴訟の形態として抗告訴訟と異なるものでありますので、これを当事者訴訟として規定いたしました次第であります。したがって、この訴訟に当たるものと認められるためには特に法令において実質的当事者を被告とする旨が定められておる場合に限られるのであります。後段の訴訟は、たとえば俸給の請求が争われる訴訟のように、実質上の当事者間において公法上の法律関係が争われる訴訟を規定したものであります。

次に、第五条で民衆訴訟に関する規定を定めております。これは選挙訴訟

のように自己の法律上の利益に直接かわりがない者から提起される訴訟であります。したがって、この訴訟は第四十二条に規定いたしておりますとおり、法律で特に認めている場合に許されるのであります。また、どの範囲の者が、かような訴訟を提起することができるのかも特別の法律で定めることといたしておるわけでございます。

次に、第六条の機関訴訟につきましては、地方自治法等に規定されている職務執行命令訴訟のように機関相互間の訴訟であり、それには国または地方公共団体その他の公共団体の内部における機関相互の権限争訟及び国の機関と公共団体の機関との間の権限争訟を含む趣旨であります。この訴訟は、その性質に照らし、第四十二条で規定いたしておりますように特に法律の明文がある場合においてのみ許される訴訟であります。

第七条につきましては、すでに冒頭において述べましたところであります。が、本法は行政事件訴訟についての統一的な一般法といたす趣旨であり、民事訴訟法に規定されておるすべての訴訟事項を本法で規定いたしますのは、かえって無用の複雑を来たしますので、本法に規定しない事項については民事訴訟法の規定を準用してこれをまかなうことにいたしましたのであります。

次に、第二章において抗告訴訟に関する規定を設け、そのうち第一節で取消訴訟に適用されるべき事項を規定いたしております。

まず第八条におきまして、現行の特例法のとおり訴願前置主義を原則として廃止することにいたしてお

ります。従来、訴願前置主義に對しましては、国民の権利の伸長に支障を与える面が少なくないとの見地から、種の批判があつたわけでございます。

もちろん、その批判は別途本国会に提案いたされております行政不服審査法により取り除かれる部分もござい

ますが、しかしなお、国民が訴訟によつて権利救済を求めようとする際に訴願を経たからでなければ出訴できないとして、訴願をすることを強制いたしま

すのは妥當でないと考えられるのであります。もちろん、訴願前置を必要とするにいてそれ相応の理由のある場合もございします。それについては

それぞれ例外を認むべきであります。が、一般的には、今申しましたように、訴願前置を必要要件とすることは

国民の権利伸長の見地からこれを廃止することとしたのであります。したが

たが、いまして、この結果、国民において行政処分に対し不服がある場合に行

政不服審査法による不服申し立てをするか、本法の取り消し訴訟を直ちに提起するか、いずれの道を選ぶかを国民

が自由に決定することができるとなるわけでありまして、また、これら

二つの申し立てを同時にいたすことも可能に相なるわけでありまして。

第一項は、右に申し上げましたように、原則として訴願前置主義を廃止し

第二項は、訴願前置主義をとる場合でもそれによつて生ずる弊害を取り除く必要があるものでありまして、しかもこのことは各特別法で訴願前置を規定する場合に共通する事柄でありますので、ここに一定の事由がある場合には訴願を経なくてもよい旨を定めたのであります。この趣旨は現行の特例法第二章ただし書きと同じであります。

次に第三項は、原則として訴願前置を廃止した結果、訴願と訴訟が同時に並行する場合が多くなることが予想されますので、これら二つの手続の調整をはかつたものであります。すな

わち、裁判所において、さきに訴願に對する裁決をなさしめるのが相当と考

える場合には、その裁量により訴訟手続を中止することができるといたしたのであります。

次に第九条の原告適格の規定につきま

しては、現行の特例法にはこれに関する規定はなく、一般の民事訴訟の原則によつておるのであります。本条も

その原則を明らかにしたにとどまるものであります。ただ本法においては民衆訴訟及び機関訴訟を規定しておりますので、それとの関係において、この

ことを特に明記したものであります。カッパ書きの箇所は、従来、たとえば免職や除名などの処分が、たとえ任期の満了その他の理由でなくなった

場合に取り消し訴訟の利益が失なわれ

るまいなかにつきまして解釈上疑義がございします。その場合でも俸給や歳費請求権の行使などな回復すべき法律上の利益がある場合には利益がある趣旨を特に明らかにしたものであります。なお、当該処分によりこうわ

た損害の賠償は、別途訴訟において解決せらるべき問題でありまして、これがあつたからといって、ここにいう回復すべき法律上の利益あることはならないのは解釈上当然と考えられます。

次に第十條の第一項は、取り消し訴訟においては自己の法律上の利益に全く関係のない手続法違反等の違法事由はこれを主張することができないこととしたてゝおります。かかる主張はそのことにより排斥できることとしたのでありまして、このことは従来の学説判例の考えに沿つたにすぎないものであります。

第二項は処分を取り消しの訴えと裁決の取り消しの訴えとの関係を前者を中心として調整を規定したものであります。現行法上はこの点について何らの規定がございせんので裁判所の取扱が区々になっておりまして、処分を維持した裁決の取り消しの訴えにおいて原処分の違法を主張する場合が少なくなく、訴訟経済の上からいへば存せられず、また、原処分の取り消しの訴えと裁決の取り消しの訴えとが別々の裁判所に並行して提訴され、しかも実質上同じ違法事由が主張され審議されて、裁判所の判断が抵触する場合も生じまして、これら両訴の取り扱いについて現在困難な事態になつております。それで原処分の取り消しの訴えと原処分を維持した裁決の取り消しの訴えとを提起することができるときには、原処分の違法は処分を取り消しの訴えにおいてのみ主張することができるとし、裁決の取り消しの訴えにおいては裁決の取上りの違法

その他裁決固有の違法のみを主張することができるとしたものであります。なお、海難審判法等の特別法において、原処分については取り消しの訴えを許さず、裁決についてはのみ取り消しの訴えを許すことになっているものについては、本項の規定の適用はないことは申すまでもありません。

次に第十一條は、現行の特例法第三條の建前を維持することにしたものであります。ただ従来解釈上疑義がありましたので一項ただし書き及び第二項等を新設してこれを明らかにしたものであります。

次に第十二條の管轄の規定について申し上げます。取り消し訴訟は、一般管轄としては被告行政庁の所在地の裁判所の管轄に属するものとしてあります。現行の特例法第四條は、被告行政庁の所在地の裁判所の専属管轄となつておりまして、訴えを提起する者にとつて不便を生じておりましたので、この管轄の専属を廃止することにしたのであります。したがつてこの結果、民事訴訟法の広訴管轄、合意管轄その他移送等の規定が適用されることになるわけでありまして、

次に第二項及び第三項において、国民の権利救済を容易にするため二つの特別管轄を認めることとしたてゝおります。第二項の不動産または場所の所在地に於て、また、事案の処理に当たつた下級行政機関の所在地に於てもこれらにかかる処分の取り消しの訴えと密接な関連を持つものでありますから、その地の裁判所に管轄を認めるのが相当と思われるのであります。なお、第二項の特定の場所にかか

る処分とは、たとえば四国におけるバス路線にかかる運輸大臣の不許可処分のごときを言うのであります。この不許可処分の取り消しの訴えは、第一項によつて東京の地方裁判所の管轄に属すると同時に本項の規定により四国のその地の地方裁判所の管轄にも属することになります。また、第三項の事案の処理に当たつた下級行政機関とは、たとえば九州のある省の出先機関が大臣の免職処分について必要な調査をし、これをもとにしたような事案の場合におけるその出先機関を言うのであります。この場合には、東京の地方裁判所のほか、当該機関の所在地の地方裁判所にもその処分の取り消しの訴えを提起することができることになるのであります。

次に第十三條は、取り消し訴訟とそれに関連する請求とが別々の裁判所に係属している場合に、訴訟の経済と事件の迅速処理との観点から関連請求の係属する裁判所から取り消し訴訟の係属する裁判所に事件の移送を認め、一つの裁判所においてこれを審理することができるようにしたものであります。この移送は、右の趣旨に基づくものでありますから、関連請求が取消訴訟の係属する裁判所に管轄がない場合においても特にこれを認めたものであります。また、関連請求事件が簡易裁判所に係属する場合に移送することを認める趣旨でもあります。しかし、ただし書きにありまして、取り消し訴訟または関連請求訴訟が一審または控訴審として高等裁判所に係属する場合には、審級の利益を奪うことにもなりませんので、右の移送はこれを認めないことにいたしてあります。

次に本条において関連請求の範囲を各号に掲げて、できるだけ明確にしてありますが、これは現行の特例法第六條が、単に原状回復または損害賠償その他関連する請求と規定してありまして、解釈上の疑義があつたからであります。さて第一号は、現行法の表現と同じでありますので、別段補足説明を要しないと考へます。第二号は、滞納処分や土地収用の手続のように一連の段階を辿つて数個の処分がなされるような場合には、その手続中の個々の処分を取り消しの訴えは相互に関連請求となつての趣旨であります。第三号は、原処分の取り消しの請求に対しその訴願裁決の取り消しの請求が関連請求であること、また、第四号は逆に訴願裁決の取り消しの請求に対し原処分の取り消しの請求が関連請求になることを明らかにしたものであります。第五号は、一つの処分または訴願裁決に対し数人の者から提起される処分または裁決の取り消しの請求は互に関連請求であることを明らかにしたものであります。第六号は、関連請求は右の各号には限られないので概括的に規定したものであります。

次に第十四條は、第一項において、現行の出訴期間六カ月を三カ月にしてあります。その趣旨は、出訴期間が長期に過ぎることは行政上の法律関係の安定に支障を来すことも少なくありませんし、諸種の立法例においても六カ月のごとき長期の出訴期間を認めておるものではなく、また、一般法たる本法においても出訴期間が長期に失しますと、かえつて各種特別法規において、より短期の出訴期間を定める傾向を生じ、その間統一を生ずる弊害があるわけでありまして、他方、従来の出訴の状況に照らしまして、また、この出訴期間は、原告が処分を知つた日から起算されるものであり、かつ、これを不変期間としたしてあるのでありますから、現行の出訴期間を短縮いたしましても出訴権を制約するような支障は生じないものと考へられます。このような諸種の事情を勘案いたしまして、その出訴期間を三カ月とするのが適当と考へた次第であります。

次に第三項におきまして、現行規定における疎明を落としましたのは、出訴期間が訴訟要件である点にかんがみ、正当理由があることを疎明することにしては現行の規定は適当ではないからでありまして、一般の訴訟要件と同様に証明することにしたのであります。

次に第四項で、行政庁が誤つて審査請求をできる旨を教示した場合の出訴期間の起算日について新たに規定を設けましたのは、現行法の解釈として審査請求が不法であるときはこの出訴期間の延長の利益を受けることができなかつたといつていたのでございまして、行政不服審査法において教示の規定が設けられ、行政庁が誤つて教示した場合には特に救済の規定を設けることにいたしてあります趣旨に従ひまして、出訴期間についても特段の考慮をいたすことにしたものであります。

次に第十五條は、原告が被告とすべ

き者を誤った場合の救済を定めたものでありまして、その趣旨においては、現行の特例法第七条と同じであります。ただ、現行法におきましては単に被告を変更することができるとのみ規定しているに過ぎませんので、変更後の被告は正当かどうかに関連して訴訟当事者の地位が不明確となり訴訟手続の安定を害していますので、本条におきましては、裁判所が被告変更の許可を決定するという建前をとってこれを明確にすることとしたわけでありまして、この許可の決定のうち、被告の変更を許す決定に對しましては、その性質上新旧両被告は不服を申し立てることができないこととし、その決定によって直ちに被告は従前の者から新被告に変わるものとなります。

第十八条及び第十九条は、原告または第三者が取り消し訴訟の口頭弁論の終結に至るまで関連請求に限ってその取り消し訴訟に併合して提起することを確認した規定であります。もちろん、これらの追加的併合におきまして、追加される請求が訴訟期間の経過等により本来不適法であるものを併合することによって適法な請求となることを認める趣旨ではございません。なお、第十九条に第二項の規定を置きました趣旨は、第一項による追加的併合が認められるかどうかにかかわらず、民事訴訟法の規定による訴えの変更の要件を満たしておる場合には、それが許されることを念のため明らかにしたものであります。

第二十条は、第十条第二項で御説明申し上げましたとおり、原告を維持する裁決の取り消しの訴えにおいてはその原告の違法を理由として取り消しを求めることができないことについて原告に不利の不利益を与えないように、裁決の取り消しの訴えが控訴審に係属したしております場合には、原告の訴えの取り消しの訴えの被告の同意を得ることなくして裁決の取り消しの訴えにこれを追加的に併合することができるようになっています。また、出訴期間の順序につきましては裁決の取り消しの訴えの提起があったものとみなすことにしたものであります。

次に第二十一条は、取り消し訴訟の請求を国または公共団体に対する損害賠償その他の請求に代代的に変更することを認めたものであります。現行法には、これに関する何らの規定がありませんので、判例も区々にわたり解釈上一定いたしておりません。と申しますのは、行政事件を民事事件に変更することはその訴訟手続を異にするものに変更するわけでありまして、民事訴訟法の建前からは許されないことであり、また、この変更により被告は行政庁より国または公共団体にかえられ、これは通常、当事者の任意の変更を認めない民事訴訟の建前に反し、しかも訴えの変更となりますと、旧被告の当該訴訟における訴訟状態を承継し、これに拘束される関係にあるからであります。しかし、かかる訴えの変更を認めないことは、原告の保護に欠けることがあるとのそしりを免れまいので、本条によりこれを容認することとしたわけでありまして、なお、本条におきまして、この訴えの変更は、先ほど申しましたような性質のものである関係上、第三項においてあらかじめ裁判所が当事者及び新被告の意見を聞くこととし、また、第四項により訴えの変更を許す決定に對しては即時抗告を認めますが、これを許さない決定に對しては不服申し立てを許さないこととした次第であります。

次に第二十二條と第二十三條の訴訟参加につきましては、現行の特例法第八條が第三者の訴訟参加と行政庁の訴訟参加とを区別することなく規定しておりますので、それぞれの参加人の訴訟上の地位が明らかでありませんので、それら二つの訴訟参加に対応して規定を分けてその趣旨を明らかにすることにいたしました。

まず第二十二條の訴訟参加は、第三十二條において取り消し判決の効力は

次に第十六條ないし第十九條に各種の併合について規定をいたしておりますが、これは現行の特例法第六條が簡に失して解釈上疑義がございますので、これをそれぞれの場合において分けて規定することにいたしましたものであります。

次に第二十一條は、取り消し訴訟の請求を国または公共団体に対する損害賠償その他の請求に代代的に変更することを認めたものであります。現行法には、これに関する何らの規定がありませんので、判例も区々にわたり解釈上一定いたしておりません。と申しますのは、行政事件を民事事件に変更することはその訴訟手続を異にするものに変更するわけでありまして、民事訴訟法の建前からは許されないことであり、また、この変更により被告は行政庁より国または公共団体にかえられ、これは通常、当事者の任意の変更を認めない民事訴訟の建前に反し、しかも訴えの変更となりますと、旧被告の当該訴訟における訴訟状態を承継し、これに拘束される関係にあるからであります。しかし、かかる訴えの変更を認めないことは、原告の保護に欠けることがあるとのそしりを免れまいので、本条によりこれを容認することとしたわけでありまして、なお、本条におきまして、この訴えの変更は、先ほど申しましたような性質のものである関係上、第三項においてあらかじめ裁判所が当事者及び新被告の意見を聞くこととし、また、第四項により訴えの変更を許す決定に對しては即時抗告を認めますが、これを許さない決定に對しては不服申し立てを許さないこととした次第であります。

次に第二十二條と第二十三條の訴訟参加につきましては、現行の特例法第八條が第三者の訴訟参加と行政庁の訴訟参加とを区別することなく規定しておりますので、それぞれの参加人の訴訟上の地位が明らかでありませんので、それら二つの訴訟参加に対応して規定を分けてその趣旨を明らかにすることにいたしました。

まず第二十二條の訴訟参加は、第三十二條において取り消し判決の効力は

次に第二十三條の行政庁の訴訟参加につきましては、その参加の趣旨にかんがみ、その訴訟上の地位につき、民事訴訟法第六十九條の、補助参加に準ずるものとしたのであります。なお、この訴訟参加につきましても、現行法と異なり、職権のほか、当事者またはその行政庁の申し立てによる訴訟参加の道を開くこととしたのであります。

次に第二十四條は、現行の特例法第九條の規定と同じ趣旨であります。ただし、「公共の福祉を維持するため」という表現は、不適当かつ不必要でありますので、これを削除いたしました。

次に第二十五條の規定は、いわゆる執行不停止の原則、裁判所による執行停止の要件、執行停止決定の手續並びに執行停止決定に對する不服申し立てを定めたものであります。

まず第一項は、現行の特例法第十條第一項の執行不停止の原則を維持することにいたしましたのであります。ところでこの執行停止につきましても、現行法

はただ単に執行の停止という用語を用いているにすぎませんが、その意義につき從來疑義が少なくかつたのであります。それで、本条においては、これを処分効力の効力、処分の執行または手続の執行の全部または一部の停止ということにその概念を明確にいたしますとともに、裁判所の行なう執行停止決定においては、処分の効力の停止は、その効果が広く、かつ、強いものでありますので、本条第二項ただし書きにおいて処分の執行または手続の執行によって目的を達することができない場合においてのみ許されることとしたしました。

次に現行法は執行停止の要件として「償うべからざる損害を避けるため」と規定しておりますが、これを「回復の困難な損害を避けるため」と改めることとしたしましたが、これはこの制度の本来の趣旨からいたしまして、金銭をもって償うことができないというよりは広く、回復の困難な損害を避けるためという趣旨であると考へられます。すなわち、判例でもそのように解釈されてきましたので、本制度の趣旨に沿って、その字句を修正いたすことにしたのであります。さらに第三項において執行停止の要件として公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、執行停止ができないこととしたしておりますのは現行法とおりであります。従来判例が認めていたところの通り、本案訴訟について理由がないと見るときにも同様に執行停止ができないこととしたのであります。なお、現行法においては職権による停止決定を認めておりますが、從來その実例もなく、その性質上不必要

き者を誤った場合の救済を定めたものでありまして、その趣旨においては、現行の特例法第七條と同じであります。ただ、現行法におきましては単に被告を変更することができるとのみ規定しているに過ぎませんので、変更後の被告は正当かどうかに関連して訴訟当事者の地位が不明確となり訴訟手続の安定を害していますので、本条におきましては、裁判所が被告変更の許可を決定するという建前をとってこれを明確にすることとしたわけでありまして、この許可の決定のうち、被告の変更を許す決定に對しましては、その性質上新旧両被告は不服を申し立てることができないこととし、その決定によって直ちに被告は従前の者から新被告に変わるものとなります。

第十八条及び第十九条は、原告または第三者が取り消し訴訟の口頭弁論の終結に至るまで関連請求に限ってその取り消し訴訟に併合して提起することを確認した規定であります。もちろん、これらの追加的併合におきまして、追加される請求が訴訟期間の経過等により本来不適法であるものを併合することによって適法な請求となることを認める趣旨ではございません。なお、第十九条に第二項の規定を置きました趣旨は、第一項による追加的併合が認められるかどうかにかかわらず、民事訴訟法の規定による訴えの変更の要件を満たしておる場合には、それが許されることを念のため明らかにしたものであります。

第二十条は、第十条第二項で御説明申し上げましたとおり、原告を維持する裁決の取り消しの訴えにおいてはその原告の違法を理由として取り消しを求めることができないことについて原告に不利の不利益を与えないように、裁決の取り消しの訴えが控訴審に係属したしております場合には、原告の訴えの取り消しの訴えの被告の同意を得ることなくして裁決の取り消しの訴えにこれを追加的に併合することができるようになっています。また、出訴期間の順序につきましては裁決の取り消しの訴えの提起があったものとみなすことにしたものであります。

次に第二十一条は、取り消し訴訟の請求を国または公共団体に対する損害賠償その他の請求に代代的に変更することを認めたものであります。現行法には、これに関する何らの規定がありませんので、判例も区々にわたり解釈上一定いたしておりません。と申しますのは、行政事件を民事事件に変更することはその訴訟手続を異にするものに変更するわけでありまして、民事訴訟法の建前からは許されないことであり、また、この変更により被告は行政庁より国または公共団体にかえられ、これは通常、当事者の任意の変更を認めない民事訴訟の建前に反し、しかも訴えの変更となりますと、旧被告の当該訴訟における訴訟状態を承継し、これに拘束される関係にあるからであります。しかし、かかる訴えの変更を認めないことは、原告の保護に欠けることがあるとのそしりを免れまいので、本条によりこれを容認することとしたわけでありまして、なお、本条におきまして、この訴えの変更は、先ほど申しましたような性質のものである関係上、第三項においてあらかじめ裁判所が当事者及び新被告の意見を聞くこととし、また、第四項により訴えの変更を許す決定に對しては即時抗告を認めますが、これを許さない決定に對しては不服申し立てを許さないこととした次第であります。

次に第二十二條と第二十三條の訴訟参加につきましては、現行の特例法第八條が第三者の訴訟参加と行政庁の訴訟参加とを区別することなく規定しておりますので、それぞれの参加人の訴訟上の地位が明らかでありませんので、それら二つの訴訟参加に対応して規定を分けてその趣旨を明らかにすることにいたしました。

まず第二十二條の訴訟参加は、第三十二條において取り消し判決の効力は

なものでありますので、この際、この点は削除いたすことといたしました。

次に、執行停止の手續におきまして、要件事実が疎明に基づいてなされることにつきまして現行法はその規定を欠いておりましたので、第四項においてこのことを明記することといたしました。

最後に、執行停止の申し立てを却下する決定に対しては、判例上、不服申し立てをすることが許されると解釈されております。しかるに、執行停止をする決定に対しては、現行の特例法第十條第五項において不服を申し立てることができないとされておるのであります。これは兩者の均衡を失するのみならず、執行停止をする決定に対する不服を申し立てることができないとするのは妥當を欠くものと考えられますので、本条第六項におきましては、右のいづれの決定に対しても即時抗告をすることができると道を開きました。ただし、執行を停止する決定に対する即時抗告に対し、民事訴訟法の一一般原則により原決定の執行を停止することは執行停止の実効性を奪うことともなりますので、この即時抗告につきましては、本条第七項により原決定の執行を停止する効力を有しないものとしたのであります。

次に第二十六條は、現行法では裁判所はいつでも職権で執行停止の決定を取り消すことができることになっておりますが、先ほど申し上げましたように、この法律では執行停止の決定に対して不服の道を開くことにはいたしましたので、職権取り消しの規定はこれをやめて、民事訴訟の仮処分制度の事情變更における取り消しの申し立てと同

じ建前を採用いたすことにしたのであります。そして、この申し立てに対する決定及びこれに対する不服について、本条第二項において所要の規定を設けております。

次に第二十七條におきまして、内閣總理大臣の執行停止に対する異議を存置し、その異議は執行停止の前後を問はずこれを述べることができるとするとともに、この異議が不当に行使されないよう配慮した規定を設けることといたしました。

この執行停止の裁判は、本案の訴訟における終局判決と異なり、判決前の暫定措置としてなされる行政処分的性質のものでありますから、これに対して制約を加えても差しつかえないことは、純然たる司法作用に対する場合にはおけるそれとは異なるのであります。他面、執行停止が公共の福祉に重大な影響を及ぼすにおいては、行政府として無關心たり得ないのであります。さらには、その首長たる内閣總理大臣においてその政治的、行政的責任にかんがみ、裁判所に対し異議を述べざる道を開く必要があるものであります。しかも、この異議は執行停止の裁判の前後を問はずその道を開く必要があるわけでありまして、このことは、執行停止決定後になつて公共の福祉に重大な影響を及ぼすことが明らかになることがあり得ることと徴しても当然のことと思われるのであります。

現行法におきましては、内閣總理大臣が異議を述べた場合の裁判所の処置について規定を欠いておりましたが、これは従来一般に解釈されておりましたとおり、本条第四項において、決定前に異議があれば、裁判所は執行停止を

することができず、また、停止決定後に異議があれば、裁判所はその決定を取り消さなければならぬことといたしました。なお、停止決定後の異議を述べるべき裁判所については、本条第五項により、これを明らかにすることといたしました。

しかし、もとよりこの異議の制度が国民の権利救済を不当に阻害するようないことが万一にもあつてはなりませんので、まず第一に、異議を述べるにについては理由を付さねばならぬこととし、しかもその異議の理由において、処分の執行をしなければ公共の福祉に重大な影響が及ぶおそれのある事情を具体的に示すものとしたてております。そして前者の異議の理由が付きまわらないときはその異議の効力はないわけでありまして、後者の事情の明示をかりに欠くことがあつても異議の効力には影響ないものとする趣旨において規定いたしました。さらに本条第六項におきまして、内閣總理大臣は、やむを得ない場合でなければこの異議を述べてはならないこと、及び異議を述べたときには次の常会において国会にこれを報告しなければならぬことといたしました。かような処置により内閣總理大臣の異議がいやしくも乱用におつたことのないことを期し、かつ、異議を述べることに伴う政治的責任を明らかにすることといたしました次第であります。

次に第二十八條は、現行法上執行停止またはその決定の取り消しを申し立てる裁判所がどこであるか明らかでないもののであります。これを明らかにいたしました。

次に第二十九條は、裁決の取り消し

の訴えの提起があつた場合の執行停止に關し、前四條を準用することにしたものであります。この規定は、裁判の内容によつてはその裁決の執行停止を必要とする場合もあつた、また、特別法でいゆる裁決主義をとつてゐるものにつきましては、裁決の取り消しの訴えの提起があつた場合において、原処分の執行を停止し得る道を開いておく必要があるもので、これらの必要に応じて設けることにいたしましたものであります。

次に第三十條は、いわゆる裁量処分につきましては、行政事件訴訟の裁判の特質にかんがみ、行政庁にその裁量権の範圍を越えまたは乱用があつた場合に限り、裁判所は、これを取り消すことができるものとして取り消すことといたしました。このことは、學說、判例を通じて、一般にすでに認められてゐるところであります。

次に、第三十一條のいわゆる事情判決を定めた規定について申し上げておきます。現行の特例法第十一條は、本来、たとえば河川の使用許可に基づき大規模なダムが建設せられた後に、その許可が違法であるとして取り消された結果、公の利益に著しい障害を生ずる場合等特別の場合に對処する処置として規定されたものであります。その要件の表現が必ずしも適切ではないため、従来の裁判例のうちには、この制度の趣旨に沿わないと思はれるものも見出されるのであります。それで、まず第一項において、その要件の趣旨をできるだけ明らかにし、誤解を生じないように改めることといたしました。

次に本条第一項に基づいて、違法であるが請求を棄却する場合、現行の特

例法第十一條第二項では処分が違法であることを判決で示さなければならぬことを規定するにとどまっていますが、判決の効力を明確にするために、主文において違法であることを宣言しなければならぬことといたしました。

次に第二項は、現行法の認めない新しい制度を導入いたしております。すなわち、裁判所は、事実の性質上、相当と認めるときは、終局判決前に、判決をもつて、処分が違法であることを宣言することができるとしたのであります。かような裁判を認めました趣旨は、終局判決前に裁判所が違法の判断を示して、行政庁側において損害の除去、補てんがなされることを期待し、これを勘案して、終局判決をいたすことによつて事案について妥當な解決をはかるうとしたものであります。この違法宣言の判決は、訴訟法上は、民事訴訟法の中間判決とは異なる特殊な中間的裁判でありまして、これに對しましては、獨立して上訴はできないものと解してあります。なお、第三項の規定は、判決書の記載において無用な手数を省くためのものであります。

次に第三十二條は、取り消し判決の効力は、當事者以外の第三者にも及ぶことを明記いたしましたものであります。これはいわゆる判決の形成的効力に關するものであります。判決の既判力に關するものではないのであります。ところで現行の特例法は、これについて特に規定を設けず、解釈理論によつてだてていたわけがございまして、取り消し判決の効力も通常の民事訴訟と同様に當事者間のみ及ぶにすぎないものと解すべきであるとすると説もござい

ますが、取り消し判決の効果、すなわち処分が取り消された場合の効果は訴訟の当事者と第三者との間で区々になることは、法律秩序の維持の見地から適当とは思われませんので、学説、判例に従って、終局取り消し判決の効力は、訴訟の当事者以外の第三者にも及ぶことにしたわけでありす。そしてこれに関連して第二十四条の第三者の訴訟参加の規定を整備いたしましたことは、すでに御説明申し上げましたとおりであります。なお、本条第二項で、この規定を執行停止の決定またはこれを取り消す決定に準用することにいたしましたありますが、これも右同様の趣旨であります。

次に第三十三条は、取り消し判決の拘束力を定めたものでありまして、第一項は、現行の特例法第十二条と同趣旨であります。まず、第二項は、たとえば申請を却下した処分が違法であるとして判決によって取り消され、その判決が確定した場合、その申請に対する行政庁の取り扱いは、従来必ずしも一定しておりませんでしたので、第一項の拘束力を具体的に明らかにする意味で、処分行政庁は、判決の趣旨に従って、あらためて申請に対する処分をしなければならないことを特に明記することにしたものであります。また、第三項は、たとえば審査請求を認容した判決をその内容の違法を理由として取り消す判決が確定いたしますれば、そのことによって不服申し立ては、その目的が達成されるわけでありすので、一般的にはここで取り上げる必要はありませんが、しかし認容判決を手続上の違法を理由として取り消す判決が確定した場合については、行政庁

がいかなる拘束を受けるかを明らかにしておきませんと不服申立権の保護に欠けるおそれがありますので、前項の規定を準用して、これを明らかにすることにしたいたしました。なお、第四項は、執行停止の決定についても関係行政庁を拘束する必要がある場合が考えられますので、第一項を準用することにいたしました。

次に第三十四条は、先ほど申し上げましたように取り消し判決の効力は、第三者にも及ぶといたしましたので、もしその第三者が自己の責めに帰すべきからざる事由によって訴訟に参加がでず、したがって重要な攻撃防御を尽くすことができなかったような場合には、この第三者の利益を保護する道を講ずる必要がありますし、また、その道は決して閉ざされてはならないものであります。そこでかような第三者には特に、かつ、例外的に、再審の訴えを提起することができるとする道を開いたものであります。なお、第二項で確定判決を知った日から三十日以内というのは、判決が確定したことを知った日から三十日以内の趣旨であります。

次に第三十五条は、一般に取り消し訴訟において訴訟費用の裁判が確定すれば、その裁判の効力は、本来、国または公共団体に帰属すべきものと考えられるものであります。この種の訴訟においては、形式上は行政庁が当事者または参加人となつておりますので、訴訟費用額の確定申請をだれが、また、だれにするか、また強制執行法上の当事者はいずれであるか等について、従来、取り扱い上疑義、不便がございましたので、特にこの点につき明文を設けることとしたものであります。

す。

次に第三十六条は、無効等確認の訴えの原告資格の特例を定めたものであります。従来行政処分が無効確認訴訟の性質につきましても、種々の疑義があることは、さきにも触れましたところでございますが、行政事件訴訟を類型化してその適用法規を明らかにするためには、どうしても訴訟の性格をまづもつてつきりとしたものにする必要があるわけでありまして、この訴えのごときは、その代表的なものであります。ところで、現在、行政処分の無効確認訴訟の形態に属するものとして考えられておりますものの多くのもは、たとえば農地買収処分の無効確認訴訟は、その実質において、買収処分の無効であることを前提とする所有権確認訴訟にはかならないので、過去の法律関係の確認という訴訟法の理論にも反することともなるこのような行政処分の無効確認訴訟というような形態のものを維持しなければならぬ必要性も理論的な根拠はどこにも見出せないものであります。そこで本条は、無効等確認を求める訴えは、当該処分もしくは、裁決の存否または効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつては目的を達することができないような場合において、これを提起するにつき法律上の利益を有する者のみがこの訴えを提起することができるわけでありまして、たとえば、買収計画の無効確認等一連の手続中の先行処分の無効確認の訴えとか、許可申請に対する却下処分の無効確認の訴え等がこれでありす。

次に第三十七条は、不作為の違法確認の訴えの原告資格を定めたものであります。この種の訴えは、だれにでも提起できるといたしますのは、不当でありすので、申請をした者に限って提起することができるとしたのであります。

次に第三十八条は、無効等確認の訴え、不作為の違法確認等取り消し訴訟以外の抗告訴訟に取り消し訴訟に関する規定の準用する範囲を明らかにいたしましたものであります。これらは、学説、判例の趣旨に沿ったものであります。

次に第三十九条は、第四条前段の当事者訴訟が提起されたときは、裁判所は、当該処分または裁決をした行政庁に出訴の通知をするものとすることを定めたものであります。この趣旨は、裁判所が当該当事者訴訟の対象となつてゐる法律関係に関する深い行政庁に出訴を通知して訴訟参加の機会を与えようとするにありす。なお、本条は訓示的なものでありますから、この通知をしなかつたとしても訴訟手続に違法を来たさないと解します。

次に第四十条第一項は、各種法令に出訴期間の定めがある当事者訴訟について、不変期間とすることを定めたものであり、第二項は、このような当事者訴訟に第十五条（被告を誤った訴えの変更）の規定を準用することとしたものであります。

次に第四十一条は、当事者訴訟に抗告訴訟に関する規定を準用する範囲を明らかにしたものであります。次に第四十二条は、民衆訴訟及び機関訴訟については、その特殊性にかんがみ、法律にこれを許す旨の定めがある場合において、法律に定める者のみが提起することができるとしたものであります。

あります。

次に第四十三条は、民衆訴訟または機関訴訟の特殊性にかんがみ、単に訴訟の対象の類型に従つて、たとえば選挙訴訟のように処分の取り消しを求める性質のものについては、取り消し訴訟に関する規定を、地方自治法第二百四十三条の二に規定する納税者訴訟のうち行政処分の無効確認を求めるものについては、無効等確認の訴えに関する規定を、また損失補てんを求める納税者訴訟については、当事者訴訟に関する規定を準用するというように、抗告訴訟または当事者訴訟に関する規定を概括的に準用することにいたしましたものであります。これらの訴訟については、他の法令においてそれぞれ必要に応じて特別の規定があることを前提とするものであります。

次に第四十四条は、現行の特例法第十條第七項と同じ趣旨であります。この規定の趣旨としますところは、公権力の行使を阻害するような仮処分をすることはできないというのであります。すなわち、規定の位置を移し、補則のところに、これを規定いたすことにしたものであります。次に第四十五条は、私法上の法律関係に関する訴訟において、行政処分の存否または効力の有無が争われている場合には、その訴訟は、性質において本法にいう行政事件訴訟ではなく、民事訴訟と解されておりますが、その争点が行政処分に関するものであることにかんがみ、かつ、無効等確認の訴えとの均衡を考慮して、行政事件訴訟に関する規定のうち、若干の条項、たとえば行政庁の訴訟参加の規定（第二十九条、出訴の通知の規定（第三十九

条、職権証調への規定（第二十四
条）及び訴訟費用の裁判の効力の規定
（第三十五条）を準用することにいた
したものでございます。
最後に、附則について申し上げま
す。

附則第一条は、この法律の施行期日
を昭和三十七年十月一日といたしてお
ります。

附則第二条は、現行の行政事件訴訟
特例法を全面改正して本法案を提出し
たこととなりましたので、これを廃
止することにいたしましたものでありま
す。

附則第三条は、この法律の施行につ
いての経過措置に関する一般原則を掲
げたものでありまして、通常の例にな
らったものであります。

以下、事項ごとに特別の経過措置を
定めております。すなわち、

附則第四条は、第八條（処分取り消
しの訴えと審査請求との関係）との関
係上、この法律の施行前に訴願期間を
経過したものにつきましては、この法
律施行後も、なお、旧法第二条の例に
よることとしたしております。

附則第五条は、この法律の施行の際
現に係属している裁判の取り消しの訴
えについては、第十條第二項の取り消
しの理由の制限の規定を適用しないこ
とにしたものであります。

附則第六条は、第十一條（被告適格）
の規定との関係上、この法律の施行の
際現に係属している取消訴訟の被告適
格については、なお、従前の例による
ことにいたしました。

附則第七條は、第十四條（出訴期間）
第一項、第三項、第四項に関する出訴
期間の経過措置であります。

附則第八條は、取消訴訟以外の抗告
訴訟に関する経過措置であります。第
一項は、第九條（原告適格）及び被
告適格（第十一條）に関するものであ
り、第二項は、第十條第二項（取り消
しの理由の制限）に関するものであり
ます。

附則第九條は、第三十九條（出訴の
通知）の規定は、この法律施行後に提
起された当事者訴訟についてのみ適用
することにいたしましたもので裁判断の負担を
考慮したものであります。

附則第十條は、民衆訴訟及び機関訴
訟に関する経過措置であります。こ
の訴訟で処分または裁決の取り消しを
求めるものについては、今申し上げま
した取消訴訟に関する経過措置に関す
る規定、すなわち、附則第四條（訴願前
置に関する経過措置）、附則第五條（取り
消しの理由の制限に関する経過措置）、
附則第六條（被告適格に関する経過措
置）及び附則第七條（出訴期間に関す
る経過措置）を準用し、また、この訴
訟で処分または裁決の無効の確證を求
めるものについては、無効等確證の訴
えに関する経過措置、すなわち、附則
第八條（取り消し訴訟以外の抗告訴訟
に関する経過措置）を準用することに
してあります。

附則第十一條は、この法律施行の際
現に係属している処分の効力等を争点
とする訴訟については、第三十九條
（出訴の通知）の規定は、この法律の
施行後に新たに処分の存否または効力
の有無が争われるに至った場合にのみ
準用することにしておりますが、こ
れは附則第九條で申しましたのと同
じ趣旨であります。

以上をもちまして本法案の逐条説明
を終わります。
なお、説明の不十分な点につきまし
ては、御指摘により補足して御説明申
し上げることにはいたしたいと存じま
す。
○委員長（松野孝一君） 以上で説明は
終了いたしました。
本案に対する質疑は後日に譲ること
とし、本案については、本日はこの程
度にとどめます。
○委員長（松野孝一君） ただいま委員
の異動がございました。二月十三日
付、林田正治君辞任、鍋島直紹君選
任、以上であります。
次回は二月十五日午前十時より開会
することとし、本日はこれにて散会い
たします。
午後三時二十一分散会

二月九日本委員会に左記の案件を付託
された。
一、皇室の尊厳を守るための法律制
定に関する諸願（第九〇七号）（第
九一八号）（第九一九号）（第九二八
号）（第九三五号）（第九三六号）（第
九三七号）（第九八四号）（第九八五
号）（第九八六号）（第九八七号）（第
九八八号）（第一〇一八号）（第一
〇二八号）（第一〇三七号）（第一〇
三八号）（第一〇三九号）（第一〇
四〇号）（第一〇四一号）（第一〇四
二号）（第一〇六二号）（第一〇六
三号）（第一〇六四号）（第一〇六
七号）（第一〇九三三三）（第一〇九
四号）（第一一四四号）（第一一五
号）（第一一六号）
一、皇室の尊厳をおかす者を処罰す
る法律制定に関する諸願（第九一
七号）（第九三八号）（第九三九号）

（第九八三三）（第一〇一九号）（第
一〇二七号）（第一〇六五号）（第一
〇六八号）（第一〇八九号）（第一〇
九〇号）（第一〇九一号）（第一〇九
二号）
第九〇七号 昭和三十七年一月二十
六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する諸願（十六通）
請願者 宮崎県都城市姫城町
四、〇一四 坂元雅美
外七百七十九名

紹介議員 平島敏夫君
最近、国民の一部には、公然と皇室
を非難侮辱してはばからない者が増加
しており、この傾向を放置すれば皇室
と国民との伝統的、精神的関係は破壊
され、国民統合の核心が失われる危険
さえあり、憂慮に堪えないところであ
る。それにもかかわらず、これに対し
て有効な措置を講じ難いのは、現行法
に皇室の名誉と尊厳とを保障するに足
る直接かつ明確な条章が存在しないか
らであることを痛感するものであり、
このような状態を黙過することはでき
ないから、この際、皇室の尊厳を守る
ための法律を制定せられたいとの請
願。
第九一八号 昭和三十七年一月二十
六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する諸願（六通）
請願者 大分県西国東郡真玉町
赤坂 小串喜吉外五十
九名

紹介議員 一松 定吉君
この諸願の趣旨は、第九〇七号と同じ
である。

第九一九号 昭和三十七年一月二十
六日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する諸願（四十九通）
請願者 京都府船井郡和知町下
栗野 長井喜一郎外八
百三十一名
紹介議員 井上 清一君
この諸願の趣旨は、第九〇七号と同じ
である。

第九二八号 昭和三十七年一月二十
七日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する諸願（五通）
請願者 大分県西国東郡真玉町
大字大平四八二 岡部
誠米外六十九名
紹介議員 一松 定吉君
この諸願の趣旨は、第九〇七号と同じ
である。

第九三五号 昭和三十七年一月二十
九日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する諸願
請願者 鹿児島市田上町五五
種子田重徳外三百九十
九名
紹介議員 西郷吉之助君
この諸願の趣旨は、第九〇七号と同じ
である。

第九三六号 昭和三十七年一月二十
九日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関
する諸願
請願者 富山市下木町二八社団
法人日本郷友連盟富山
県支部内 森田範正外

七

五千三百二十名
紹介議員 櫻井 志郎君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第九三七号 昭和三十七年一月二十九日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(二通)
請願者 大分県別府市不老町二五組 末宗寛外五十九名

紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第九八四号 昭和三十七年一月三十日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 山梨県西八代郡六郷町岩間九三八ノ一 二宮 衡平外四百十名

紹介議員 吉江 勝保君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第九八五号 昭和三十七年一月三十日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(三通)
請願者 新潟県柏崎市米山町二、三六一ノ二 広瀬 順一外四百七十九名

紹介議員 小柳 牧衛君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第九八六号 昭和三十七年一月三十日受理

皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(三通)
請願者 静岡県吉原市水ノ上一、二二八 山田性一 外千四百六十九名

紹介議員 太田 正孝君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第九八七号 昭和三十七年一月三十日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(四通)
請願者 岩手県江刺市岩谷堂町中野六四 菅原静雄外六百八十名

紹介議員 谷村 貞治君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第九八八号 昭和三十七年一月三十日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(十六通)
請願者 宮崎県小林市野間二丁目 品中喜藏外八百九十名

紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇一八号 昭和三十七年一月三十日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(四通)
請願者 福岡県門司市白木崎七丁目 寺崎兎吉外千九百九名

紹介議員 劔木 亨弘君

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇二八号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(二通)
請願者 京都府船井郡丹波町安井二郎外四十一名

紹介議員 井上 清一君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇三七号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 秋田市土崎港旭町二区 山本甚之助外二百三十名

紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇三八号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 名古屋市中千種区覚王山通一ノ一〇 柳瀬吉朗 外三百四十名

紹介議員 青柳 秀夫君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇三九号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 福岡県宗像郡福岡町本町 萩尾千右衛門外二千三百八十四名

この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇四〇号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 福岡県宗像郡福岡町本町 萩尾千右衛門外二千三百八十四名

紹介議員 安部 清美君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇四一号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(三通)
請願者 静岡県焼津市石津浜二、二五九ノ四三八 木音吉外三百五十名

紹介議員 小林 武治君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇四二号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(五通)
請願者 兵庫県西宮市上田東町一九 重村芳次外八百九十名

紹介議員 中野 文門君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇六二号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 東京都葛飾区本田浜江町五五 渡辺卓哉外四十九名

紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇六三号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願
請願者 鳥取県米子市日野町四二 加藤豊外千六百六十八名

紹介議員 仲原 善一君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇六四号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(七通)
請願者 福島県伊達郡桑折町南半田 佐藤智明外千二百五十四名

紹介議員 石原幹市郎君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇六七号 昭和三十七年二月一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(十四通)
請願者 宮崎県北諸郡中郷村安久 中島清治外千三

百二十六名
紹介議員 平島 敏夫君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇九三号 昭和三十七年二月一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(四通)

請願者 北海道千歳市春日町
一 佐々木内能外二十

二名
紹介議員 苦米地英俊君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一〇九四号 昭和三十七年二月一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(十五通)

請願者 長崎県諫早市八天町六
三 新富清高外百五十
九名
紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一一二四号 昭和三十七年二月一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願

請願者 秋田市本町六ノ六三
菅原長治外二百二十名
紹介議員 松野 孝一君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一一二五号 昭和三十七年二月一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(二通)

請願者 東京都杉並区東町二
ノ一八六 斎藤準一郎
外百十九名
紹介議員 下村 定君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第一一一六号 昭和三十七年二月一日受理
皇室の尊厳を守るための法律制定に関する請願(九通)

請願者 石川県金沢市鱒町九
三 奥谷正次外八百六
十名
紹介議員 島島徳次郎君
この請願の趣旨は、第九〇七号と同じである。

第九一七号 昭和三十七年一月二十日受理
皇室を尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(五通)

請願者 大分県豊後高田市大字
水崎 東陽五百子外七
十九名
紹介議員 一松 定吉君
日本国憲法には、天皇は日本国及び日本国民統合の象徴であると規定している。この規定が、日本歴史に基礎づけられて生れたことは明白なところであり、皇室はまさに日本国民の精神的支柱である。ゆえに国民は皇室に対し限りない尊敬の念と親愛の情をいだいているのである。しかるに戦後、一部の者とはいへ、皇室の尊厳をおかす者がふえたことは、国民の憂慮してやまなかつたところであるが、とくに最近、中央公論

昭和三十五年十二月号に掲載された「風流夢譚」のように、公然と皇室をひたしてはばからないものがあらわれ、たことは、もはや国民の黙視できないところである。今日、世界いづれの国においても、元首、王室を侮辱したり、危害を加えたりする者に対して厳重な処罰規定を設けていることは周知のとおりであるから、皇室の尊厳をおかす者に対して、これを厳重に処罰するような法律を制定せられたいとの請願。

第九三八号 昭和三十七年一月二十日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(三通)

請願者 大分県西国東郡真玉町
大岩屋 土谷アイ子外
二百三十一名
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一〇一九号 昭和三十七年一月三十日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(十通)

請願者 熊本県八代郡宮原町大
字宮原村 葉山利光外
百九十九名
紹介議員 林田 正治君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一〇二七号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(十通)

請願者 大分県宇佐郡宇佐町大
字南宇佐 宮本政孝外
二百三十三名
紹介議員 一松 定吉君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一〇六五号 昭和三十七年一月三十一日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願

請願者 福岡県大野市清水九
〇 斎藤重雄外千四百
三十五名
紹介議員 小幡 治和君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一〇六八号 昭和三十七年二月一日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(五通)

請願者 徳島県阿南市下大野町
畑田 上田美喜太外
百七十九名
紹介議員 紅露 みつ君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一〇八九号 昭和三十七年二月一日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(七通)

請願者 岩手県下閉伊郡新里村
大字森目 佐々木たけ
外千九百十九名
紹介議員 大谷 賢雄君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一〇九〇号 昭和三十七年二月一日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(十四通)

請願者 札幌市中の島三区 三
浦英次郎外二百六名
紹介議員 苦米地英俊君
この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一〇九一号 昭和三十七年二月一日受理
皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(十六通)

第三部 法務委員会会議録第六号
昭和三十七年二月十三日【参議院】

請願者 大分県西国東郡真玉町 野上亮太郎外四百九名

紹介議員 一松 定吉君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

第一〇九二号 昭和三十七年二月一日受理

皇室の尊厳をおかす者を処罰する法律制定に関する請願(四十五通)

請願者 長崎県諫早市城見町七六九 増田辰雄外八百九十七名

紹介議員 藤野 繁雄君

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

昭和三十七年二月十七日印刷

昭和三十七年二月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局